

毎日のお仕事お疲れ様です。

税金は、納税者自身が自主的に期限内に納付をする「納期限内納付」が原則です。市民の皆様の生活を支える大切な市税等を有効に活用できるよう、納期限内の自主納付にご理解とご協力をお願いします。

## 税金の納め忘れはありませんか？

～ 令和8年3月2日に令和7年度市税等全ての納期限が到来します～

税は私たちが安心して健康に暮らすために、重要な役割を担っています。福祉や保険といった社会保障・教育・道路整備など様々な事業を進めるうえで、大切な財源です。今後とも納期限内納付にご協力をお願いします。

### ◆ 市税等は納期限内納付が原則です

市税等の令和7年度通常納期限分は、令和8年3月2日に全ての納期限が到来します。

市税等の納付は納期限内納付が原則です。納期限を過ぎた場合は、督促状の発送など多額の費用がかかり、その経費も市税で負担することとなります。

納付書や預金通帳を確認し、納め忘れがある場合は、お早めに納付をお願いします。

### ◆ 納付書の紛失や期限が過ぎている場合

使用期限が過ぎている場合でも、銀行等で納付することが出来ます。ただし、コンビニエンスストアでの納付、アプリ決済では利用することは出来ません。

納付書の紛失・期限が切れている場合は、再発行できます。税務課窓口での手渡ししか、ご自宅等への郵送が可能です。

### ◆ 無断で滞納が続いてしまった場合

税金は納期限内に納付することが原則です。督促状発送日から10日を経過しても納付がない場合は、滞納処分の対象となります。滞納処分を行うまでには、事前に督促状や催告書で通知を行っています。これらの通知には、滞納額・納期限・滞納処分を行うなどの重要事項を記載しています。

通知後も納付・相談せず滞納が続いた場合、滞納処分を行うこととなります。

住宅ローンの支払いが...



収入に見合わない生活の維持・浪費など



自動車ローンの支払いが...



**納付できない理由にはなりません！**

**税金等は、借金ほかすべての支払いに**

カードローンの支払いが...



**優先します（地方税法第14条）**

**納付が困難な場合は、一人で悩まず放置せず、お早めに相談を**

災害や盗難、本人や家族の病気、事業の休止・廃止、失業などのやむを得ない事情があり、納期限ごとの納付が困難な場合は、お早目に税務課収納整理係までご相談ください。

# 家屋全棟調査の結果に伴う課税について



家屋全棟調査につきましては、現地での建物の計測や内容確認など市民の皆さまにご協力をいただきありがとうございました。

調査の結果を順次所有者の皆さまへ送付していますので、通知書が届きましたら内容をご確認くださいませようお願いいたします。

(これまでに2回送付しています。3月上旬にも送付予定です。)

## 調査のポイント



- ◎ 市で保管している図面と比較して変わっている部分はないか。
  - ➔ 大きくなっていけば、増えている部分が新たに課税の対象となります。
  - ➔ 小さくなっていけば、面積を減らして税額も下がります。
- ◎ 固定資産台帳に登録されているがなくなっている建物はないか。
- ◎ 固定資産台帳に登録されていない建物が建っていないか。
- ◎ 登録されている内容（用途や屋根材など）に変更はないか。

## 手紙が届いたら必ず確認していただきたいこと



- ◎ 調査が済んだ後、取り壊しているものはないか。
- ◎ 建築年に誤りはないか。
- ◎ 相続・売買・贈与等によって所有者が変わっていないか。
- ◎ 償却資産として申告済みの構築物と重複していないか。（事業者の方）

## 結果の概要

判定区分	棟数
調査の結果、公共施設や壁がない等の理由により課税の対象外と判断したもの	16,192
新築によって新しく課税対象となるもの	1,885
増築によって床面積が増えていたもの	4,658
課税対象だったが、既に取り壊されていたもの	2,160
減築によって床面積が減っていたもの	817
建てられた当時のまま変わっていなかったもの	11,455
調査数量合計	37,167